

令和7年度第1回 静岡市手話施策推進研究会

日 時：令和7年5月26日（月）

午後2時から午後4時まで

場 所：駿河区役所第1・2会議室

次 第

1 設置目的・開催目的の説明【静岡市障害福祉企画課】（10分）

静岡市手話言語条例（別紙）第7条第3項に基づき設置するもの。

令和7年度は、年2回開催予定（第2回は8月ころの予定）。

市施策（予定も含む）について、手話を利用する立場から意見をうかがうことを目的とする。「誰がやるか」以前に「何が必要か（優先順位が高いか）」について意見交換したい。

2 委員自己紹介【各委員】（5分）

参加者名簿

所属団体と今後の期待など

3 情報共有

（1）静岡市手話言語条例の制定について（5分）

資料1

（2）令和7年度の取組（予定）について（5分）

資料2

現時点で予定できる取組の情報共有

☒ 各団体等で予定しているものがあれば資料2に追加していく。

4 意見交換

（1）普及啓発取組について（40分）

資料3

☒ 普及啓発について、令和7年度の新規取組は「動画作成（エスパルスホームゲーム等での放映）」「静岡気分表紙」「ベルテックス静岡とのコラボ企画」に予算とマンパワーを注力したい。これらの取組に、ろう者・手話通訳者等として、どのように参画したい（できそう）か、意見をうかがいたい。

（2）条例制定後の効果測定について（20分）

参考資料1

☒ 市民意識調査実施にあたり、手話話者・聴者のそれぞれの意識変化を把握するため、質問する項目についてうかがいたい。

☒ 遠隔手話について、使い方などについては、別途、説明会を開催予定。「あってよかった」や「こういう使い方をすると社会参加しやすい」などといった意見をすいあげる方法についてのアイデアをうかがいたい。

（3）次回（第2回）研究会に向けたアンケート記入

アンケート

その他、今後の検討していくことについて（15分）

☒ 次回以降、話し合いたいことなど

☒ 例えば…事業者の参画方策

条例においては「事業者の役割」も規定している。地域社会にインパクトを与える取組などは、情報共有し、市内でも広がるようにしていきたい。どのような取組があり、どのように取り上げていくと共生社会に近づいたと時間できるか意見をうかがいたい。